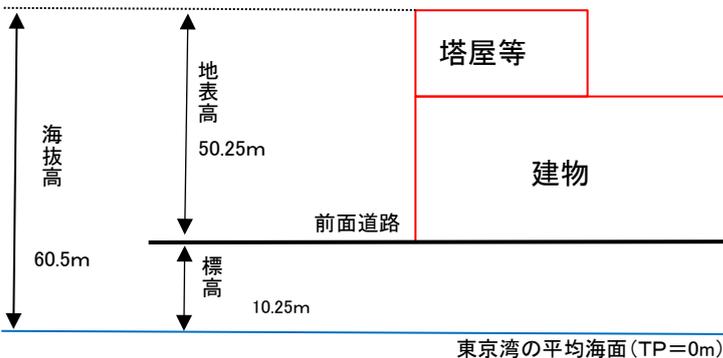


伝搬障害可能性判定依頼書 届出要領(一般的な建物、鉄塔)

伝搬障害可能性判定依頼書	
総務大臣 殿	令和 年 月 日
住所 氏名	注① (押印不要)
次の高層建築物等について、伝搬障害可能性判定を依頼したく、別紙の図面を提出します。	
1 建築主住所氏名	注① 電話 番
2 工事の種類	(例)新築/増築/移築
3 設置場所の位置(高層建築物等の地名及び地番)	高層建築物等の地名及び地番を記載
4 高層建築物等の最高部の高さ	地表高: m 海拔高: m p.2「高層建築物等の高さ」を参照
5 高層部分の構造及び主要材料	構造: 主要材料: (例)鉄筋コンクリート造 (例)鉄骨、コンクリート
6 工事着手予定年月日	令和 年 月 日
7 工事完了予定年月日	令和 年 月 日
8 その他参考となる事項	用途例: 共同住宅、店舗、事務所
・高層建築物等の用途: ・将来における増築等の計画: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 ・クレーン等仮設物の使用予定: <input type="checkbox"/> あり (GL・TP m) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 ・本件連絡先 所属: 担当者名: 電話番号: 住所: 〒 ・その他備考:	増築等の計画及びクレーン等の仮設物の使用予定は該当する項目を選択(クリックで☑が入ります) クレーン等の使用予定ありの場合はGLかTPを丸で囲み、高さを記入 連絡先は名刺添付でも可

高層建築物等の高さ



「地表高」
建築物等の敷地に接する道路の路面の中心のうち最低地点を基準とし、避雷針を除く屋上工作物(塔屋、受水槽、広告塔、キュービクル等)の最高部までの高さを記載すること。
 敷地に接する道路がない場合は、当該建築物等が周囲の地面と接する最も低い位置を基準とする。
 「海拔高」
 測量や地形図など信頼性の高い方法で求めた標高に地表高を加えた値を記載すること。

添付するもの(1~4全て)

1. 付近見取図又は案内図

2. 配置図及び各階平面図

方位を記載した各階全ての平面図(同一のフロアが重層するような場合は基準階のみで可)。

平面図に敷地境界線や隣接する道路などが記載されている場合、配置図として兼用可。

3. 立面図(4面:東西南北)

高層建築物等の高さ・配置が判別できること。

送電用鉄塔、四脚の鉄塔等は「東と南」など直交する2面で可。

4. 高層建築物等の位置を示す資料(A又はB)

A 紙の1/2500地形図(注1)(建物又は敷地の輪郭線を赤で記入したもの)(コピーは不可)。

B 平面図上の高層建築物又は敷地の頂点の座標値(注2)(配置図等に記載したもの)。

* 送電用鉄塔等、四脚の鉄塔等の場合、鉄塔の土台の中心及び四隅の座標値(注2)を配置図等に記載

注1 地形図(別名:都市計画基本図、白地図)

・縮尺2500分の1の紙の原本であること。

・市町村の都市計画課等や書店で販売。

(例:東京都内の地図について ぶよお堂東京店(中央区日本橋、電話03-3271-2410)(R7.10現在))

注2 座標値

世界測地系に基づく「平面直角座標系によるXY座標」又は「緯度経度」を記載すること(平面直角座標系については平成14年国土交通省告示第9号を参照)。

緯度経度記入の際には、秒以下2桁以上、60進法の数値を記入すること。

平面直角座標系記入の際には、可能であれば小数点以下も記入すること。

(例)北緯35度41分37秒98 東経139度45分10秒90 系番号9 X= -33959m Y= -7267m

※ 地理院地図(電子国土Web)で表示される座標値については、使用方法によっては所要の精度を満たさない場合があるので、ご注意ください。

【届出時期】

工事着手前までに届出を行ってください。

【判定結果の通知】

・受付日から3週間以内に文書で通知します。ただし、届出内容に不備がある場合は、不備の補正を求めてから補正が完了するまでの日数分を追加で頂いております。

なお、判定に当たり、追加資料を請求し、それを基に詳細な審査を行う場合にはこの限りではありません。

・判定結果が「障害なし」の場合、通知書を発給した旨のご連絡は致しておりません。

提出した届出の状況を確認したい場合はお問合せください。

・判定結果が「障害あり」の場合、今後の対応などを説明するために、原則ご来局をお願いしています。

・通知書は信書に該当することから、郵便又は信書便の封筒をご用意ください。

・通知書の郵送を希望される場合は、宛先・宛名を記載し、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【提出方法】

・窓口又は郵送でのご提出をお願いします。

・提出部数は、高層建築物ごとに1部をご用意ください。

副本の返却を希望する場合は添付書類含め2部をご用意ください(地形図は正本にのみ添付で可)。

押印、委任状は不要です。

・本届出書は信書に該当することから必ず郵便又は信書便で送付してください。

宅配便業者の宅配便やメール便並びに郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

【提出先、お問合せ先】

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課 電波伝搬障害担当

電話:03-6238-1763 (平日9時から17時(12時から13時を除く)) **【予約不要】**

届出書様式のダウンロード先

関東総合通信局HP 『電波伝搬障害防止制度:各種届出書のダウンロード』

(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/other/koso/info/dl/koso.html>)

